

2022 年度 第 1 回須坂市情報公開・個人情報保護審査会 会議録（要旨）

開催日時・場所

2022 年 12 月 16 日（金） 午前 9 時から午前 10 時 30 分
東庁舎 3 階 理事者控室

出席者

委 員：高橋渉委員、山崎勝巳委員、深澤正樹委員、藤澤恵美子委員、
朝間春子委員
事務局：田中総務課長、呉羽総務課長補佐、塚本主任主事

配布資料

第 1 回須坂市情報公開・個人情報保護審査会次第
資料 1 個人情報保護法改正に伴う条例等の整備について
資料 2 須坂市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）及び新旧対照表
資料 3 須坂市個人情報の保護に関する法律等施行規則（案）
資料 4 須坂市情報公開・個人情報保護審査会条例（案）及び新旧対象表
資料 5 須坂市情報公開・個人情報保護審査会規則（案）
資料 6 須坂市議会の個人情報の保護に関する条例（案）
資料 7 須坂市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（案）
須坂市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿
情報公開・個人情報保護制度運用状況一覧
（進行：呉羽総務課長補佐）

1 開会

呉羽課長補佐：

会議の公開につきまして、須坂市情報公開条例第 25 条に規定する調査審議については非公開ですが、本日の会議はそれ以外の会議となりますので、原則公開としたいと考えています。

次に、議事録の作成方法等につきましては、要点筆記とし、須坂市公式ホームページにおいて公開したいと思います。この要点筆記のために、今回は録音をさせていただきます。

自己紹介

委員及び事務局職員の自己紹介

2 会長、副会長の互選について

- ・須坂市情報公開・個人情報保護審査会規則第2条に基づき正副会長を選出
- ・選出の方法について、意見なしのため事務局が提案
- ・山崎勝巳委員を会長に、高橋渉委員を副会長に選出

3 議事

(1) 個人情報保護制度等の改正について

事務局が資料に沿って説明

《質疑》

○委員

今後、個人情報保護制度を総括する個人情報保護委員会は、国とは別の機関ととらえてよいのか。総務省の管轄する機関なのか。

●事務局

総務省とは別の国の機関と考えていただければよい。

○委員

公開決定までの期間を法律で定める30日から15日に短縮したのは、国から示唆があったのか。また、今までの開示請求事務の中では15日で問題なく運用できていたのか。

●事務局

現行の条例と同水準を維持するため、法で規定される30日から短縮して15日としている。開示業務についても15日以内に決定通知を送付できている。

○委員

条例に規定することが許容されている、されていないの判断はガイドラインに記載してあると説明があったが、どのようなものか。

●事務局

個人情報保護委員会が公表している「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」のこと。また、行政機関向けの事務対応ガイドも公表されており、許容されている、されていないの判断はガイドラインと事務対応ガイドを基に行っている。また、判断に迷った場合は個人情報保護委員会に直接問い合わせも行った。

○委員

市の機関に規定される財産区とはどのような機関なのか。

●事務局

地元住民で構成される特別地方公共団体で、山林の管理、入山管理などを行っている。事務局は須坂市の財政課となっている。

○委員

- ・法等施行規則第2条第1項中及び第3条第1項中「法第69条第1項ただし書き」とあるのは「法第69条第2項」が正しい条項ではないか。
- ・法等施行規則第12条中「(様式第14号)」は「(様式第18号)」ではないか。
- ・審査会条例第3条第3号中で「個人情報保護法第78条第1項第4号」、「第94条第1項」及び「第102条第1項」を引用しているのは、それぞれ「個人情報保護法第82条各項」、「第93条各項」、「第101条各項」なのではないか。

●事務局

- ・法等施行規則第2条第1項、第3条第1項、第12条については1月の法規審査で修正する。また、個人情報ファイル簿（単票）の様式番号、関連規則についても修正する。
- ・審査会条例の保有個人情報の定義については、確認のうえ改めて報告する。
※別添資料参照

(2) その他

2017年度から2021年度までの情報公開・個人情報保護制度について事務局が説明

4 閉会

須坂市情報公開・個人情報保護審査会条例 第3条第3号の補足説明

1. 審査会条例第3条第3号について

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(3) 保有個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（次条第3号において「開示決定等」という。）に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）をいう。

この規定では、情報公開・個人情報保護審査会が取り扱う「保有個人情報」について定義しています。

2. 引用している条項について

引用している個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項では、「開示決定等」、「訂正決定等」及び「利用停止決定等」の定義を規定する内容が含まれています。

【個人情報保護法第78条第1項第4号】

行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

(開示請求に対する措置)

第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【個人情報保護法第 94 条第 1 項】

前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

（訂正請求に対する措置）

第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【個人情報保護法第 102 条第 1 項】

前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十九条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

（利用停止請求に対する措置）

第一百条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3. 解 説

審査会における「保有個人情報」は、①開示請求に係る全部又は一部開示決定、全部を開示しない決定に係る保有個人情報、②訂正決定、訂正しない決定に係る保有個人情報、③利用停止決定、利用停止をしない決定に係る保有個人情報をいう。

そのため、主たる規定内容にかかわらず、個人情報保護法第 78 条第 1 項第 4 号、第 94 条第 1 項及び第 102 条第 1 項中の「開示決定等」、「訂正決定等」及び「利用停止決定等」の定義づけを引用するため、当該条項を採用している。